

平成 28 年度における独立行政法人等個人情報保護法の施行の状況について

I 調査の目的

この調査は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号。以下「法」という。）第 48 条の規定に基づき、法の施行の状況を的確に把握し、広く国民に明らかにすることによって、個人情報保護制度及びその運用に対する正確な理解を深めることを目的として行ったものである。

II 調査の対象

1 対象機関

法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等の全て（192 機関）

- 独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人（平成 29 年 3 月 31 日現在）（88 機関）

奄美群島振興開発基金、医薬基盤・健康・栄養研究所、医薬品医療機器総合機構、宇宙航空研究開発機構、海技教育機構、海上・港湾・航空技術研究所、海洋研究開発機構、科学技術振興機構、家畜改良センター、環境再生保全機構、教員研修センター、勤労者退職金共済機構、空港周辺整備機構、経済産業研究所、建築研究所、工業所有権情報・研修館、航空大学校、高齢・障害・求職者雇用支援機構、国際観光振興機構、国際協力機構、国際交流基金、国際農林水産業研究センター、国民生活センター、国立印刷局、国立科学博物館、国立環境研究所、国立がん研究センター、国立高等専門学校機構、国立公文書館、国立国際医療研究センター、国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、国立循環器病研究センター、国立女性教育会館、国立成育医療研究センター、国立青少年教育振興機構、国立精神・神経医療研究センター、国立長寿医療研究センター、国立特別支援教育総合研究所、国立美術館、国立病院機構、国立文化財機構、産業技術総合研究所、自動車技術総合機構、自動車事故対策機構、住宅金融支援機構、酒類総合研究所、情報処理推進機構、情報通信研究機構、新エネルギー・産業技術総合開発機構、森林総合研究所、水産研究・教育機構、製品評価技術基盤機構、石油天然ガス・金属鉱物資源機構、造幣局、大学改革支援・学位授与機構、大学入試センター、地域医療機能推進機構、中小企業基盤整備機構、駐留軍等労働者労務管理機構、鉄道建設・運輸施設整備支援機構、統計センター、都市再生機構、土木研究所、日本医療研究開発機構、日本学術振興会、日本学生支援機構、日本芸術文化振興会、日本原子力研究開発機構、日本高速道路保有・債務返済機構、日本スポーツ振興センター、日本貿易振興機構、日本貿易保険、年金積立金管理運用独立行政法人、農業者年金基金、農業・食品産業技術総合研究機構、農畜産業振興機構、農林漁業信用基金、農林水産消費安全技術センター、福祉医療機構、物質・材料研究機構、防災科学技術研究所、北方領土問題対策協会、水資源機構、郵便貯金・簡易生命保険管理機構、理化学研究所、量子科学技術研究開発機構、労働者健康安全機構、労働政策研究・研修機構（法人の名称の冒頭の「独立行政法人」及び「国立研究開発法人」は省略。以下同じ。）

- 別表第 1 に掲げる法人（平成 29 年 3 月 31 日現在）（104 機関）

<特殊法人>（8 機関）

沖縄科学技術大学院大学学園、沖縄振興開発金融公庫、株式会社国際協力銀行、株式会社日本政策金融公庫、日本私立学校振興・共済事業団、日本中央競馬会、日本年金機構、放送大学学園

<認可法人>（5 機関）

外国人技能実習機構、原子力損害賠償・廃炉等支援機構、日本銀行、農水産業協同組合貯金保険機構、預金保険機構

<国立大学法人>（86 機関）

北海道大学、北海道教育大学、室蘭工業大学、小樽商科大学、帯広畜産大学、旭川医科大学、北見工業大学、

弘前大学、岩手大学、東北大学、宮城教育大学、秋田大学、山形大学、福島大学、茨城大学、筑波大学、筑波技術大学、宇都宮大学、群馬大学、埼玉大学、千葉大学、東京大学、東京医科歯科大学、東京外国語大学、東京学芸大学、東京農工大学、東京芸術大学、東京工業大学、東京海洋大学、お茶の水女子大学、電気通信大学、一橋大学、横浜国立大学、新潟大学、長岡技術科学大学、上越教育大学、富山大学、金沢大学、福井大学、山梨大学、信州大学、岐阜大学、静岡大学、浜松医科大学、名古屋大学、愛知教育大学、名古屋工業大学、豊橋技術科学大学、三重大学、滋賀大学、滋賀医科大学、京都大学、京都教育大学、京都工芸繊維大学、大阪大学、大阪教育大学、兵庫教育大学、神戸大学、奈良教育大学、奈良女子大学、和歌山大学、鳥取大学、島根大学、岡山大学、広島大学、山口大学、徳島大学、鳴門教育大学、香川大学、愛媛大学、高知大学、福岡教育大学、九州大学、九州工業大学、佐賀大学、長崎大学、熊本大学、大分大学、宮崎大学、鹿児島大学、鹿屋体育大学、琉球大学、総合研究大学院大学、政策研究大学院大学、北陸先端科学技術大学院大学、奈良先端科学技術大学院大学（法人の名称の冒頭の「国立大学法人」は省略。以下同じ。）

<大学共同利用機関法人>（4 機関）

人間文化研究機構、自然科学研究機構、高エネルギー加速器研究機構、情報・システム研究機構（法人の名称の冒頭の「大学共同利用機関法人」は省略。以下同じ。）

<その他>（1 機関）

日本司法支援センター

（注）平成28年度以降の独立行政法人等の組織改編については、本文末の別表参照。

2 対象期間

平成28年4月1日から29年3月31日までの状況について、平成29年3月31日現在で調査（本文中で引用している法令及び条項は平成29年3月31日時点のものである。）

Ⅲ 調査の結果

1 個人情報ファイルの状況

(1) 個人情報ファイルの保有状況

個人情報ファイル（特定の保有個人情報を検索できるように体系的に構成したもの）については、その概要を明らかにすることにより透明性の確保を図るため、法第 11 条に基づき、個人情報ファイル簿を作成し、公表することとされている。

個人情報ファイル簿を作成している独立行政法人等では、個人情報ファイル簿を事務所に備えて閲覧に供するとともに、インターネットを利用して公表している。

平成 29 年 3 月 31 日現在、個人情報ファイル簿に掲載されていた個人情報ファイルの数は、表 1-1 のとおり、12,405 ファイルである。これらの個人情報ファイルを電算処理・マニュアル処理の別にみるとマニュアル処理のものが 6,799 ファイルと 54.8%を占めており、人数の規模別にみると 100 万人以上の非常に大規模な電算処理ファイルは 65 ファイルが存在する。

表 1-1 個人情報ファイルの状況
(単位：ファイル、%)

	総 数	100 万人以上
計	12,405 (100)	108 (0.9)
電算処理	5,606 (45.2)	65
マニュアル処理	6,799 (54.8)	43

(2) 新たに保有した個人情報ファイル

平成 28 年度に独立行政法人等で新たに保有することになった個人情報ファイルの数は、表 1-2 のとおり、359 ファイルとなっており、電算処理・マニュアル処理の別にみると電算処理のものが 173 ファイル、マニュアル処理のものが 186 ファイルとなっている。

表 1-2 新たに保有した個人情報ファイル
(単位：ファイル)

年 度	総 数	(内 訳)	
		電算処理	マニュアル処理
平成 28 年度	359	173	186

(3) 個人情報ファイルの記録情報に係る業務委託等の状況

独立行政法人等では、行政サービスの向上、行政運営の効率化等を図るため、事務の全部又は一部を委託し、又は派遣労働者を活用している。

平成 28 年度に個人情報ファイル簿に記録されていた個人情報ファイルの記録情報に係る業務委託等の状況についてみると、業務委託等を実施した個人情報ファイルは 1,853 ファイル (14.9%)となっている。

表2 個人情報ファイルの業務委託等の状況
(単位：ファイル、%)

	総数	業務委託等を実施したもの
計	12,405 (100)	1,853 (14.9)

(4) 個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況

法第9条では、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用・提供することは、法令に基づく場合を除き、社会公共の利益になる場合や本人の同意がある場合などで、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるときに限り、認められている。

平成28年度に利用目的以外の目的のために利用・提供されたことのある個人情報ファイルの数は、表3のとおり。

(注) 利用目的以外の目的のための利用・提供された事例の概要については、資料2-1①及び②を参照。

表3 個人情報ファイルの利用目的以外の利用・提供の状況

(単位：ファイル)

年度	法令に基づく場合(注1)	社会公共の利益になる場合や本人の同意がある場合(注2)
平成28年度	447	389
(参考)平成27年度	261	251

(注) 1. 「法令に基づく場合」とは、例えば、国税徴収法(昭和34年法律第147号)第141条に基づく検査において保有個人情報を提供したものなどがある。

2. 「社会公共の利益になる場合や本人の同意がある場合」とは、法第9条第2項に規定されたもので、例えば、診療録の記録情報の全部又は一部を本人に提供するものなどがある。

2 開示・訂正・利用停止請求の状況

(1) 処理の状況

平成 28 年度に各独立行政法人等に対して行われた請求事案の件数は、表 4-1～3 のとおり、開示請求が 4,655 件、訂正請求が 4 件、利用停止請求が 3 件となっている。

平成 28 年度に各独立行政法人等が処理すべき事案は、①新規受付件数、②前年度からの持ち越し件数、③他機関から事案の移送を受けた件数(注)の合計(開示請求 4,805 件、訂正請求 4 件、利用停止請求 3 件)であり、その処理状況は、以下のとおりである。

- (注) 1. 事案の移送は、開示請求制度及び訂正請求制度に設けられているが、利用停止請求制度については、請求を受けた独立行政法人等における個人情報の適正な取扱いを確保する観点から設けられており、請求を受けた当該法人等において利用停止の要件である違反等の事実があるかどうかを判断することとなるものであることから、他の機関への事案の移送を行う仕組みは設けられていない。
2. 独立行政法人等への事案の移送は、法第 21 条又は第 33 条の規定に基づき他の独立行政法人等から行われる場合と、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 58 号。以下「行政機関個人情報保護法」という。)第 22 条又は第 34 条の規定に基づき行政機関(行政機関個人情報保護法第 2 条第 1 項に規定する行政機関をいう。以下同じ。)の長から行われる場合があり、いずれの場合も移送を受けた独立行政法人等において処分を行わなければならないこととされている。
3. 独立行政法人等から他の機関(他の独立行政法人等又は行政機関の長をいう。以下同じ。)への事案の移送についても、法第 21 条又は第 33 条の規定に基づき他の独立行政法人等に対して行われる場合と、法第 22 条又は第 34 条の規定に基づき行政機関の長に対して行われる場合とがある。

表 4-1 処理の状況(開示請求)

(単位：件、%)

年 度	処理すべき事案				事案の処理状況			
	新規受付 件数	前年度から の持ち 越し件数	他機関から 移送を 受けた件 数	計	事案の処 理を終了 した件数	取り下げ られた件 数	他機関に 全部を移 送した件 数	次年度に処 理を持ち越 した件数
平成 28 年度	4,655	150	0	4,805 (100)	4,640 (96.6)	37 (0.8)	8 (0.2)	120 (2.5)
(参考) 平成 27 年 度	4,646	180	0	4,826 (100)	4,654 (96.4)	10 (0.2)	14 (0.3)	148 (3.1)

- (注) 1. 本表は、独立行政法人等に対して行われた請求事案について、平成 29 年 3 月 31 日現在の処理の状況を示している。
2. 1 件の請求事案の一部について処分を行っていても、残りの部分について処分を行っていない場合には、「次年度に処理を持ち越した件数」に計上している。
3. 「取り下げられた件数」は、請求がされた後に、請求者から当該請求を取り下げる旨の申出があり、その結果、処分をする必要がなくなったものをいう。なお、事前段階の情報提供等により請求をしようとした者が請求を取りやめたものは含まない。
4. 「他機関に全部を移送した件数」は、請求事案の全部を他の機関に移送したことで自ら処分をする必要がなくなったものをいう。他の独立行政法人等に移送されたものは、当該移送を受けた独立行政法人等において「他機関から移送を受けた件数」に計上され、行政機関の長に移送されたものは、行政機関個人情報保護法の施行状況調査において当該移送を受けた行政機関の長の「他機関から移送を受けた件数」に計上されている。
5. 事案の一部のみを他の機関に移送する場合、1 件の開示請求事案を分割して複数の他の機関に移送する場合等があるため、「他機関から移送を受けた件数」と「他機関に全部を移送した件数」とは必ずしも一致しない。

表 4-2 処理の状況(訂正請求)

(単位：件、%)

年 度	処理すべき事案				事案の処理状況			
	新規受付 件数	前年度か らの持ち 越し件数	他機関か ら移送を 受けた件 数	計	事案の処 理を終了 した件数	取り下げ られた件 数	他機関に 全部を移 送した件 数	次年度に 処理を持 ち越した 件数
平成 28 年度	4	0	0	4 (100)	4 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(参考) 平成 27 年度	6	1	0	7 (100)	7 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

(注) 本表は、独立行政法人等に対して行われた請求事案について、平成 29 年 3 月 31 日現在の処理の状況を示している。

表 4-3 処理の状況(利用停止請求)

(単位：件、%)

年 度	処理すべき事案			事案の処理状況		
	新規受付件数	前年度からの 持ち越し件数	計	事案の処理を 終了した件数	取り下げられ た件数	次年度に処理 を持ち越した 件数
平成 28 年度	3	0	3 (100)	2 (66.7)	0 (0)	1 (33.3)
(参考) 平成 27 年度	1	0	1 (100)	1 (100)	0 (0)	0 (0)

(注) 本表は、独立行政法人等に対して行われた請求事案について、平成 29 年 3 月 31 日現在の処理の状況を示している。

また、受け付けた訂正請求・利用停止請求について、請求内容の区分別にみると、表 4-4 のとおりとなっている。

表 4-4 訂正請求及び利用停止請求の請求内容の区分別の状況

(単位：件)

年 度	訂 正 請 求				利 用 停 止 請 求			
	件数	区分別の内訳 (複数該当あり)			件数	区分別の内訳 (複数該当あり)		
		訂正	追加	削除		利用の 停止	消去	提供の 停止
平成 28 年度	4	4	0	0	3	0	2	1
(参考) 平成 27 年 度	6	6	2	3	1	1	0	0

(2) 開示・訂正・利用停止決定等の状況

ア 平成 28 年度には、開示決定等 4,638 件、訂正決定等 4 件、利用停止決定等 2 件の決定等が行われており、これらの状況は、表 5-1～3 のとおりで全部開示決定の割合は前年度より増加している。

なお、開示決定されるものの中には、保有個人情報に不開示情報が含まれているが個人の権利利益を保護するために特に必要があるとして独立行政法人等の判断により開示されるもの（法第 16 条に基づく裁量的開示）があるが、平成 28 年度には実績がない。

表 5-1 処分の状況(開示決定等)

(単位：件、%)

年 度	件数	開示決定			不開示決定	(全部又は一部を開示したもののうち裁量的開示)
		全部	一部			
平成 28 年度	4,638 (100)	4,550 (98.1)	4,076 (87.9)	474 (10.2)	88 (1.9)	0 (0)
(参考) 平成 27 年度	4,634 (100)	4,535 (97.9)	3,926 (84.7)	609 (13.1)	99 (2.1)	0 (0)

(注) 開示決定等の件数は、請求者への通知の件数を計上している。開示請求のあった 1 事案を分割して複数の開示決定等を行っているものや、関連する複数の事案をまとめて通知しているものがあることから、表 5-1～3 の「件数」と表 4-1～3 の「事案の処理を終了した件数」とは必ずしも一致しない。

表 5-2 処分の状況(訂正決定等)

(単位：件、%)

年 度	件数	訂正決定			不訂正決定
		全部	一部		
平成 28 年度	4 (100)	2 (50.0)	1 (25.0)	1 (25.0)	2 (50.0)
(参考) 平成 27 年度	7 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	7 (100)

表 5-3 処分の状況(利用停止決定等)

(単位：件、%)

年 度	件数	利用停止決定			不利用停止決定
		全部	一部		
平成 28 年度	2 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (100)
(参考) 平成 27 年度	1 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (100)

イ 独立行政法人等は、請求があったときは、請求があった日から 30 日以内に決定をしなければならない（法第 19 条第 1 項、第 31 条第 1 項、第 40 条第 1 項）が、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、30 日以内に限り延長することができる（法第 19 条第 2 項、第 31 条第 2 項、第 40 条第 2 項）こととされている。

開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、請求があった日から 60 日以内にその全てについて決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、決定の期限の特例として、60 日以内に請求に係る保有個人情報の「相当の部分」に

つき決定をし、残りの保有個人情報については「相当の期間」内に決定をすれば足りることとされており、この場合、請求者に決定をする期限を通知することとされている（法第 20 条）。

また、訂正決定、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、「相当な期間」内に決定をすれば足りることとされており、この場合、請求者に決定する期限を通知することとされている（法第 32 条、第 41 条）

平成 28 年度に行われた開示・訂正・利用停止決定等に係る処分状況についてみると、表 6-1～3 のとおりとなっており、延長手続を採らなかった事案で 30 日以内に決定されなかったものが開示請求事案で 2 件みられる。

延長手続を採った事案で延長した期限までに決定されなかったものは開示請求事案で 2 件みられる。

なお、期限の特例を適用した事案のうち通知した期限までに決定されなかったものはなかった。

（注） 延長手続を採らなかった事案で 30 日以内に決定されなかったもの又は延長手続を採った事案で延長した期限までに決定されなかったものの概要は、資料 2-2 ①及び②を参照。

表 6-1 期限の延長、遵守の状況（開示決定等）

（単位：件、％）

年 度	総数	30 日以内又は 期限までに		延長手続を採ら なかった事案の うち 30 日以内に		延長手続を採っ た事案のうち延 長した期限まで に		期限の特例を適 用した事案のう ち通知した期限 までに	
		決定され たもの (①③⑤ の合計)	決定され なかつたも の (②④⑥ の合計)	決定され たもの (①)	決定され なかつたも の (②)	決定され たもの (③)	決定され なかつたも の (④)	決定され たもの (⑤)	決定され なかつたも の (⑥)
		平成 28 年度	4,638 (100)	4,634 (99.9)	4 (0.1)	4,564 (98.4)	2 (0.0)	68 (1.5)	2 (0.0)
(参考) 平成 27 年度	4,634 (100)	4,617 (99.6)	17 (0.4)	3,798 (82.0)	7 (0.2)	817 (17.6)	10 (0.2)	2 (0.0)	0 (0)

表 6-2 期限の延長、遵守の状況（訂正決定等）

（単位：件、％）

年 度	総数	30 日以内又は 期限までに		延長手続を採ら なかった事案の うち 30 日以内に		延長手続を採っ た事案のうち延 長した期限まで に		期限の特例を適 用した事案のう ち通知した期限 までに	
		決定され たもの (①③⑤ の合計)	決定され なかつたも の (②④⑥ の合計)	決定され たもの (①)	決定され なかつたも の (②)	決定され たもの (③)	決定され なかつたも の (④)	決定され たもの (⑤)	決定され なかつたも の (⑥)
		平成 28 年度	4 (100)	4 (100)	0 (0)	3 (75.0)	0 (0)	1 (25.0)	0 (0)
(参考) 平成 27 年度	7 (100)	7 (100)	0 (0)	6 (85.7)	0 (0)	1 (14.3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

表 6-3 期限の延長、遵守の状況(利用停止決定等)

(単位：件、%)

年 度	総数	30 日以内又は 期限までに		延長手続を採ら なかった事案の うち 30 日以内に		延長手続を採っ た事案のうち延 長した期限まで に		期限の特例を適 用した事案のう ち通知した期限 までに	
		決定さ れたも の (①③⑤ の合計)	決定さ れなかつ たも の (②④⑥ の合計)	決定さ れたも の (①)	決定さ れなかつ たも の (②)	決定さ れたも の (③)	決定さ れなかつ たも の (④)	決定さ れたも の (⑤)	決定さ れなかつ たも の (⑥)
		平成 28 年度	2 (100)	2 (100)	0 (0)	2 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(参考) 平成 27 年度	1 (100)	1 (100)	0 (0)	1 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

開示請求事案について、30 日以内又は期限までに決定されなかったものを機関別にみると、表 6-4 のとおりとなっている。

また、30 日以内又は期限までに決定されなかった理由については関係部署との調整に時間を要したこと、開示請求が集中し事務処理が遅延したことなどを挙げている。

これらの事案については、個人情報保護担当窓口と開示・訂正・利用停止請求の対象となる保有個人情報を保有し開示・訂正・利用停止決定等を行う担当課等との連携により、事案処理についての的確な見通しを立てることを含めた進行管理を徹底することなどにより改善することが必要である。総務省は、これら事案の実情も踏まえつつ、関係独立行政法人等との相談や助言を通じ、進行管理の徹底等に努める。

表 6-4 30 日以内又は期限までに決定されなかったもの（機関別内訳）

- 延長手続を採らなかった事案で 30 日以内に決定されなかったものの機関別内訳
(単位：件)

	独立行政法人等名	件数
開示 請求	日本年金機構	2

(注) 延長手続を採らなかった事案で 30 日以内に決定されなかったものの概要は、資料 2-2 ①を参照。

- 延長手続を採った事案で延長した期限までに決定されなかったものの機関別内訳
(単位：件)

	独立行政法人等名	件数
開示 請求	京都大学	2

(注) 延長手続を採った事案で延長した期限までに決定されなかったものの概要は、資料 2-2 ②を参照。

- ウ 平成 28 年度に行われた開示・訂正・利用停止決定等において、全部又は一部を不開示・不訂正・不利用停止とした理由をみると、表 7-1～3 のとおりとなっている。

表 7-1 全部又は一部を不開示とした理由（開示決定等）

（単位：件、％）

年 度	全部又は一部 を不開示とし た事案の件数	理由の内訳（複数該当あり）			
		不開示情報に 該当	保有個人情報 不存在	存否応答拒否	その他
平成 28 年度	562 (100)	311 (55.3)	259 (46.1)	1 (0.2)	12 (2.1)
(参考)	708	437	302	10	11
平成 27 年度	(100)	(61.7)	(42.7)	(1.4)	(1.6)

- (注) 1. 1 件の決定において複数の理由に該当するものがあるため、「全部又は一部を不開示とした事案の件数」と各項目の合計は必ずしも一致しない。
2. 「その他」は、形式上の不備などを理由とするものである。

表 7-2 全部又は一部を不訂正とした理由（訂正決定等）

（単位：件、％）

年 度	全部又は一部 を不訂正とし た事案の件数	理由の内訳（複数該当あり）			
		独立行政法人 等の判断によ るもの	保有個人情報 不存在	他の法令で特別 の手續が定めら れていることに よるもの	その他
平成 28 年度	3 (100)	3 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(参考)	7	7	0	0	0
平成 27 年度	(100)	(100)	(0)	(0)	(0)

- (注) 1. 1 件の決定において複数の理由に該当するものがあるため、「全部又は一部を不訂正とした事案の件数」と各項目の合計は必ずしも一致しない。
2. 「その他」は、形式上の不備などを理由とするものである。

表 7-3 全部又は一部を不利用停止とした理由（利用停止決定等）

（単位：件、％）

年 度	全部又は一部 を不利用停止 とした事案の 件数	理由の内訳（複数該当あり）			
		独立行政法人 等の判断によ るもの	保有個人情報 不存在	他の法令で特別 の手續が定めら れていることに よるもの	その 他
平成 28 年度	2 (100)	2 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(参考)	1	1	0	0	0
平成 27 年度	(100)	(100)	(0)	(0)	(0)

- (注) 1. 1 件の決定において複数の理由に該当するものがあるため、「全部又は一部を不利用停止とした事案」の件数と各項目の合計は必ずしも一致しない。
2. 「その他」は、形式上の不備などを理由とするものである。

訂正決定等において、不訂正とした理由を独立行政法人等の判断によるものとしたものについて、その内訳をみると、表 7-5 のとおりとなっている。

表 7-5 不訂正とした理由のうち、独立行政法人等の判断によるものの内訳
(単位：件、%)

独立行政法人等の判断によるもの		3 (100)
内訳 (複数 該当 あり)	評価に関するもの	0 (0)
	請求対象の保有個人情報の内容が事実であるもの	1 (33.3)
	訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えるもの	2 (66.7)
	調査を実施したが、事実関係が明らかにならなかったもの	0 (0)

(注) 1件の決定において複数の理由に該当するものがあるため、「独立行政法人等の判断によるものとした事案の件数」と各項目の合計は必ずしも一致しない。

利用停止決定等において、不利用停止とした理由を独立行政法人等の判断によるものとしたものについて、その内訳をみると、表 7-6 のとおりとなっている。

表 7-6 不利用停止とした理由のうち、独立行政法人等の判断によるものの内訳
(単位：件、%)

独立行政法人等の判断によるもの		2 (100)
内訳 (複数 該当 あり)	違法に取得したものではないもの	1 (50.0)
	法 3 条 2 項の規定に違反していないもの	0 (0)
	利用目的以外の目的で利用されていないもの	1 (50.0)
	利用目的以外の目的で提供されていないもの	0 (0)
	マイナンバー法に違反していないもの	0 (0)
	独立行政法人等における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度を超えるもの	0 (0)
	事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの	0 (0)

(注) 1件の決定において複数の理由に該当するものがあるため、「独立行政法人等の判断によるものとした事案の件数」と各項目の合計は必ずしも一致しない。

(3) 審査請求の状況

ア 決定について不服がある者は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）に基づき、独立行政法人等に対し、審査請求をすることができる。

平成 28 年度に行われた審査請求の状況を見ると、表 8-1 及び 2 のとおりとなっている。

表 8-1 審査請求の件数

(単位：件)

区分	年度	審査請求の件数
開示請求	平成 28 年度	44
	(参考)平成 27 年度	57
訂正請求	平成 28 年度	2
	(参考)平成 27 年度	7
利用停止請求	平成 28 年度	0
	(参考)平成 27 年度	1

※ 「異議申立て」は、平成 28 年度に施行された改正行政不服審査法により、「審査請求」に一本化されている。

表 8-2 審査請求の内容

(単位：件)

	総数	不開示決定に対する審査請求				不開示決定に対する審査請求	不作為に対する審査請求	事案の移送、期限の延長に対する審査請求	その他
		不開示情報に該当することに対するもの	保有個人情報の不存在とすることに対するもの	存否応答拒否に対するもの	形式上の不備又は権利の濫用等とすることに対するもの				
開示請求	44	18	26	1	1	10	1	0	1
	総数	不訂正・不利用停止の決定に対する審査請求				訂正決定・利用停止決定に対する審査請求	不作為に対する審査請求	事案の移送、期限の延長に対する審査請求	その他
		独立行政法人等の判断とすることに対するもの	保有個人情報の不存在とすることに対するもの	他の法令で特別の手続が定められていることに対するもの	形式上の不備又は権利の濫用等とすることに対するもの				
訂正請求	2	2	0	0	0	0	0	0	0
利用停止請求	0	0	0	0	0	0	0	0	0

- (注) 1. 1件の申立てにおいて、当該申立ての内容が複数にわたるものがあるため、「総数」と各項目の合計とは必ずしも一致しない。
 2. 「その他」は、決定内容に関わりのない事項に対する審査請求の件数を計上するものである。

イ 法第 43 条において、審査請求を受けた独立行政法人等は、原則として、情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問した上で、裁決等を行うこととされている。
 平成 28 年度において独立行政法人等が処理すべき審査請求事案について、その処理状況をみると、表 9-1 のとおりとなっている。

表 9-1 審査請求事案の処理状況

(単位：件、%)

区分	年度	処理すべき件数	裁決等により処理を終了した件数	取り下げられた件数	処理中の件数 (次年度に持ち越し)
開示請求	平成 28 年度	91 (100)	40 (44.0)	1 (1.1)	50 (54.9)
	(参考) 平成 27 年度	103 (100)	55 (53.4)	1 (1.0)	47 (45.6)
訂正請求	平成 28 年度	12 (100)	5 (41.7)	0 (0)	7 (58.3)
	(参考) 平成 27 年度	15 (100)	5 (33.3)	0 (0)	10 (66.7)
利用停止請求	平成 28 年度	2 (100)	1 (50.0)	0 (0)	1 (50.0)
	(参考) 平成 27 年度	6 (100)	2 (33.3)	2 (33.3)	2 (33.3)

(注) 「処理方針の検討中、諮問の準備中等」には、不適法な審査請求であるなど審査会への諮問を要しない事案について、裁決等の準備をしているものを含む。

平成 28 年度において、裁決等により処理を終了した事案について、その状況をみると、表 9-2～4 のとおりとなっている。

なお、審査会に諮問し、その答申を受けた独立行政法人等が、答申の内容と異なる内容の裁決等を行ったものはなかった。

表 9-2 審査請求に対する裁決等の状況（開示決定等）

(単位：件、%)

審査会に諮問しないで裁決等を行ったもの(計)	申立て棄却	申立て認容	申立て一部認容	却下	その他
	5	—	1	—	4
審査会に諮問し、答申を受けて裁決等を行ったもの(計)	申立て棄却	申立て認容	申立て一部認容	却下	その他
	35	28	1	6	—
計 (比率)	申立て棄却	申立て認容	申立て一部認容	却下	その他
40 (100)	28 (70.0)	2 (5.0)	6 (15.0)	4 (10.0)	0 (0)

(注) 「その他」は、審査請求に関して何らかの行為をするか、又は書面で説明したものの件数を示す。

表 9-3 審査請求に対する裁決等の状況（訂正決定等）

（単位：件、％）

審査会に諮問しないで裁決等を行ったもの（計）	申立て棄却	申立て認容	申立て一部認容	却下	その他
0	—	0	—	0	0
審査会に諮問し、答申を受けて裁決等を行ったもの（計）	申立て棄却	申立て認容	申立て一部認容	却下	その他
5	4	0	1	—	0
計（比率）	申立て棄却	申立て認容	申立て一部認容	却下	その他
5 (100)	4 (80.0)	0 (0)	1 (20.0)	0 (0)	0 (0)

（注） 「その他」は、審査請求に関して何らかの行為をするか、又は書面で説明したものの件数を示す。

表 9-4 審査請求に対する裁決等の状況（利用停止決定等）

（単位：件、％）

審査会に諮問しないで裁決等を行ったもの（計）	申立て棄却	申立て認容	申立て一部認容	却下	その他
0	—	0	—	0	0
審査会に諮問し、答申を受けて裁決等を行ったもの（計）	申立て棄却	申立て認容	申立て一部認容	却下	その他
1	1	0	0	—	0
計（比率）	申立て棄却	申立て認容	申立て一部認容	却下	その他
1 (100)	1 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

（注） 「その他」は、審査請求に関して何らかの行為をするか、又は書面で説明したものの件数を示す。

ウ 平成 28 年度における審査請求の処理日数の状況をみると、審査請求を受けてから裁決等をした日までに要した日数については、表 10-1～3 のとおりとなっている。

表 10-1 審査請求を受けてから裁決等をした日までに要した日数（開示決定等）

（単位：件、％）

年 度	裁 決 等 に よ り 処 理 を 終 了 し た 件 数	審 査 請 求 を 受 け て か ら 裁 決 等 を し た 日 ま で に 要 し た 日 数				
		90 日 以 内	90 日 超 半 年 以 内	半 年 超 9 か 月 以 内	9 か 月 超 1 年 以 内	1 年 超
平成 28 年度	40 (100)	1 (2.5)	17 (42.5)	4 (10.0)	1 (2.5)	17 (42.5)
(参考) 平成 27 年度	55 (100)	16 (29.1)	3 (5.5)	10 (18.2)	4 (7.3)	22 (40.0)

表 10-2 審査請求を受けてから裁決等をした日までに要した日数（訂正決定等）

（単位：件、％）

年 度	裁 決 等 に よ り 処 理 を 終 了 し た 件 数	審 査 請 求 を 受 け て か ら 裁 決 等 を し た 日 ま で に 要 し た 日 数				
		90 日 以 内	90 日 超 半 年 以 内	半 年 超 9 か 月 以 内	9 か 月 超 1 年 以 内	1 年 超
平成 28 年度	5 (100)	0 (0)	2 (40.0)	1 (20.0)	0 (0)	2 (40.0)
(参考) 平成 27 年度	5 (100)	1 (20.0)	1 (20.0)	1 (20.0)	0 (0)	2 (40.0)

表 10-3 審査請求を受けてから裁決等をした日までに要した日数（利用停止決定等）

（単位：件、％）

年 度	裁 決 等 に よ り 処 理 を 終 了 し た 件 数	審 査 請 求 を 受 け て か ら 裁 決 等 を し た 日 ま で に 要 し た 日 数				
		90 日 以 内	90 日 超 半 年 以 内	半 年 超 9 か 月 以 内	9 か 月 超 1 年 以 内	1 年 超
平成 28 年度	1 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (100.0)
(参考) 平成 27 年度	2 (100)	1 (50.0)	0 (0)	1 (50.0)	0 (0)	0 (0)

また、審査請求を受けてから審査会に諮問した日までに要した日数及び調査日現在(平成 29 年 3 月 31 日)で処理方針の検討中又は審査会への諮問準備中の事案の審査請求を受けてからの経過日数については、表 10-4 のとおりとなっている。

表 10-4 審査請求を受けてから審査会への諮問(検討又は準備中を含む)までの期間
(単位：件、%)

	諮問した件数		処理方針の検討中、 審査会への諮問準備中等の件数	
		審査請求を受けてから審査会に諮問した日までに要した日数		審査請求を受けてからの経過日数
		90 日超		90 日超
開示請求	38 (100)	7 (18.4)	28 (100)	18 (64.3)
訂正請求	5 (100)	4 (80.0)	1 (100)	1 (100)
利用停止	0 (100)	0 (100)	0 (0)	0 (0)

(注) 90 日超となっている事案の概要は、資料 2-2③、④、⑦及び⑧を参照。

このうち、①審査会に諮問した日までに要した日数が 90 日超のもの及び②審査請求を受けてからの経過日数が 90 日超のものについて機関別にみると、表 10-5 及び 6 のとおりとなっている。

表 10-5 審査請求を受けてから審査会に諮問した日までに要した日数が 90 日超のもの(機関別内訳)

(単位：件)

	独立行政法人等名	件数
開示請求	東北大学	6
	日本年金機構	1
	計	7
訂正請求	東北大学	4

(注) 1. 審査請求を受けてから審査会に諮問した日までに要した日数が 90 日超のもの概要については、資料 2-2③及び⑧を参照。

2. 利用停止請求については、90 日超の事案はない。

表 10-6 調査日現在(平成 29 年 3 月 31 日)、処理方針の検討中、審査会への諮問準備中の事案で、審査請求を受けてからの経過日数が 90 日超のもの

(単位：件)

	独立行政法人等名	件数
開示請求	東北大学	18
訂正請求	東京医科歯科大学	1

(注) 1. 審査請求を受けてからの経過日数が 90 日超のもの概要は、資料 2-2④及び⑨を参照。

2. 利用停止請求については、90 日超の事案はない。

諮問までに長期間を要している理由としては、審査請求が集中し事務処理が遅延したことなどを挙げている。

これらの事案については、個人情報保護担当窓口と審査請求案件の処理担当課等との連携による進行管理を徹底することなどにより改善が可能と考えられる。総務省は、これら事案の実情も踏まえつつ、関係独立行政法人等との相談や助言を通じ、進行管理の徹底等に努める。

また、答申を受けてから裁決等をした日までに要した日数及び調査日（平成 29 年 3 月 31 日）現在で裁決等の準備中の事案で答申を受けてからの経過日数については、表 10-7 のとおりとなっている。

表 10-7 答申を受けてから裁決等(準備中を含む)までの期間

(単位：件、%)

	審査会に諮問の答申を受けて 裁決等を行った件数		審査会の答申を受けて 裁決等の準備中の件数	
		答申を受けてから裁決等をした日までに要した日数		答申を受けてからの経過日数
		60 日超		60 日超
開示請求	35 (100)	1 (2.9)	4 (100)	0 (0)
訂正請求	5 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
利用停止 請求	1 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

(注) 60 日超となっている事案の概要は、資料 2-2⑤を参照。

このうち、答申を受けてから裁決等をした日までに要した日数及び調査日（平成 29 年 3 月 31 日）現在、裁決等の準備中の事案で答申を受けてからの経過日数が 60 日超のものについて、機関別にみると、表 10-8 のとおりとなっている。

これらの事案については、個人情報保護担当窓口と審査請求案件の処理担当課等との連携による進行管理を徹底することなどにより改善が可能と考えられる。総務省は、これら事案の実情も踏まえつつ、関係独立行政法人等との相談や助言を通じ、進行管理の徹底等に努める。

表 10-8 答申を受けてから裁決等をした日までに要した日数が 60 日超のもの（機関別内訳）

(単位：件)

	独立行政法人等名	件数
開示請求	東北大学	1

(注) 1. 答申を受けてから裁決等をした日までに要した日数が 60 日超の事案の概要は、資料 2-2⑤を参照。

2. 訂正請求及び利用停止請求については、60 日超の事案はない。

(4) 審査会における審査状況

法では、審査請求を受けた独立行政法人等は、原則として、審査会に諮問することとされており、審査会の答申を受けて、行政不服審査法に基づく裁決等を行うこととなる。

平成28年度における審査会への諮問・答申の状況は、表11のとおりとなっている。

表11 審査会における審査状況

(単位：件、%)

	新規諮問件数	前年度からの持越件数	計	答申件数	答申類型			取り下げられた件数	次年度に持ち越した件数
					諮問庁の判断が妥当であるとしたもの	諮問庁の判断が一部妥当でないとしたもの	諮問庁の判断が妥当でないとしたもの		
開示請求	43	14	57	34 (100)	27 (79.4)	5 (14.7)	2 (5.9)	1	22
訂正請求	6	5	11	5 (100)	4 (80.0)	1 (20.0)	0 (0)	0	6
利用停止請求	0	2	2	1 (100)	1	0	0	0	1

(注) 1. 諮問庁では、複数の審査請求事案を1件にまとめて審査会に諮問する場合があります。表9-1の「審査会に諮問中」の件数と本表の「次年度に持ち越した件数」の件数、表10-3の「当該年度に審査会に諮問した件数」と本表の「新規諮問件数」の件数とは必ずしも一致しない。

2. 答申類型は、諮問時点での諮問庁の判断について答申時点における妥当性で分類したものである。

(5) 訴訟の状況

開示決定等の取消等を求める訴訟についてみると、表12のとおり、平成28年度に新たに1件が地方裁判所に提起されている。

また、地方裁判所（第一審）の判決を不服として、新たに1件が高等裁判所に控訴されているが、前年度から係属しているものはない。

さらに、高等裁判所（控訴審）の判決を不服として最高裁判所に上告されたものはなく、前年度から係属しているものもない。

(注) 訴訟の概要については、資料2-2⑩を参照。

表12 独立行政法人等個人情報保護法に関する訴訟の状況
(単位：件)

			平成28年度	(参考) 平成27年度
地方裁判所 (第一審)		新規提訴	1	2
		前年度から係属	3	5
		係属 計	4	7
	判決		1	3
	取下げ		0	1
	審理中(次年度に持ち越し)		3	3
高等裁判所 (控訴審)		控訴	1	0
		前年度から係属	0	0
		係属 計	1	0
	判決		0	0
	取下げ		0	0
	審理中(次年度に持ち越し)		1	0
最高裁判所 (上告審)		上告	0	0
		前年度から係属	0	0
		係属 計	0	0
	判決		0	0
	取下げ		0	0
	審理中(次年度に持ち越し)		0	0

3 個人情報の漏えい、滅失、き損事案の状況

(1) 不適正管理事案の発生状況

平成 28 年度に、個人情報の漏えい、滅失又はき損（以下「不適正管理事案」という。）が発生した又は発生したおそれがあると認められた配送事故を除いた事案の件数は、表 13 のとおり、715 件となっており、前年度より増加している。

これらの事案を発生形態別にみると、配送事故（配送を請け負った事業者による誤送付、紛失）を除き、平成 28 年度は誤送付・誤送信 421 件（32.2%）が最も多くなっているところ、不正アクセス・不正プログラムによる不適正管理事案が 18 件（1.4%）発生しており、前年度より増加している。

表 13 不適正管理事案の件数（発生形態別）

（単位：件、%）

年度	不適正管理事案の件数												
		独立行政法人等・委託業者による不適正管理事案(配送事故を除く)									配送事故		
		発生形態別									発生形態別		
		誤送付・誤送信	誤交付	誤廃棄	紛失	インターネット上に流出	不正アクセス・不正プログラム関係	盗難	その他	誤送付・誤送信	紛失		
平成 28 年度	1,308 (100)	715 (54.7)	421 (32.2)	108 (8.3)	8 (0.6)	104 (8.0)	23 (1.8)	18 (1.4)	10 (0.8)	35 (2.6)	593 (45.3)	165 (12.6)	428 (32.2)
(参考) 平成 27 年度	1,240 (100)	621 (50.1)	395 (31.9)	68 (5.5)	12 (1.0)	88 (7.1)	21 (1.7)	5 (0.4)	9 (0.7)	28 (2.3)	619 (49.9)	178 (14.4)	441 (35.6)

(2) 個人情報の種類及び事案の規模

不適正管理事案の対象となった個人情報の種類及び事案の規模の内容は、表 14 のとおりであり、個人情報により識別できる個人の数の規模別にみると、事案に含まれる個人の数が 5 人以下のものが、1,158 件（88.5%）と最も多くなっているが、1,000 人を超えるものも見られる。

表 14 不適正管理事案の内容（個人情報の種類及び事案の規模）

（単位：件、%）

年度	不適正管理事案の件数(再掲)								
		情報の種類			個人の数				
		国民等及び職員	国民等	職員	1人～5人	6人～50人	51人～100人	101人～1,000人	1,001人～
平成 28 年度	1,308 (100)	55 (4.2)	1241 (94.9)	12 (0.9)	1158 (88.5)	82 (6.3)	22 (1.7)	32 (2.4)	14 (1.1)
(参考) 平成 27 年度	1,240 (100)	52 (4.2)	1,168 (94.2)	20 (1.6)	1,107 (89.3)	78 (6.3)	12 (1.0)	31 (2.5)	12 (1.0)

(3) 不適正管理事案の発生元

平成 28 年度における不適正管理事案の発生元をみると、表 15 のとおりである。

表 15 不適正管理事案の発生元

(単位：件、%)

年 度	平成 28 年度	(参考) 平成 27 年度
不適正管理事案の件数(再掲)	1,308 (100)	1,240 (100)
独立行政法人等が管理	643 (49.2)	582 (46.9)
委託先が管理	665 (50.8)	658 (53.0)

(4) 不適正管理事案への対応状況

平成 28 年度における不適正管理事案への対応状況についてみると、表 16 のとおり、「本人等への情報提供」、「再発防止策」、「情報の回収」の順となっている。

表 16 不適正管理事案への対応状況

(単位：件、%)

年 度	平成 28 年度	(参考) 平成 27 年度	
不適正管理事案の件数 (再掲)	1,308 (100)	1,240 (100)	
事 案 へ の 対 応 状 況	本人等への情報提供	1,193 (91.2)	1,167 (94.1)
	事案の公表	158 (12.0)	192 (15.5)
	情報の削除等の措置依頼	118 (9.0)	102 (8.2)
	情報の回収	573 (43.8)	562 (45.3)
	関係者の処分等	113 (8.6)	90 (7.3)
	委託契約の解除等	0 (0)	0 (0)
	再発防止策	1,133 (86.6)	1,080 (87.1)
	その他	13 (1.0)	7 (0.6)
	上記以外に対応中又は対応を検討中	6 (0.5)	4 (0.3)

- (注) 1. 1 件の事案において複数の項目に該当するものがあるため、「不適正管理事案の件数」と「事案への対応状況」の各項目の件数とは必ずしも一致しない。
 2. 「関係者の処分等」は、当該事案にかかわった職員に対して懲戒処分、刑事告発等を行ったものをいう (表 17 参照)。
 3. 「その他」は、警察への被害届の提出などをいう。
 4. 「上記以外に対応中又は対応を検討中」とは、調査日(平成 29 年 3 月 31 日)現在において、対応中又は対応策を検討中であることをいう。

(6) 関係者の処分等

平成 28 年度における不適正管理事案に係る関係者の処分等は、表 17 のとおり、113 件 (不適正管理事案全体の 8.6%) である。

その内訳は、全て懲戒処分以外の措置である。

表 17 関係者の処分等

(単位：件、%)

年 度	不適正管理事案の件数 (再掲)						(参考) 関係者の処分 等実施機関数
	関係者の処分等 (再掲)					懲戒処 分以外 の措置	
		刑事 告発	うち保護法 の罰則要件 に該当		懲戒 処分		
平成 28 年度			1,308 (100)	113 (8.6)		0 (0)	0 (0)
(参考) 平成 27 年度	1,240 (100)	90 (7.3)	0 (0)	0 (0)	4 (0.3)	86 (6.9)	18 機関 (不適正 管理事案のある 機関は 56)

(7) 不適正管理事案に対する損害賠償請求訴訟

平成 28 年度においては、不適正管理事案に対する損害賠償 (国家賠償) 請求訴訟は、新規に提起されたものはない。

4 監査・点検、教育研修の状況

総務省では、各機関における個人情報の適切な管理を図るため、「個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」（以下「指針」という。）を策定し、各機関では、この指針を参考に、個人情報の適切な管理のための規程（個人情報保護管理規程）を定め、監査・点検、教育研修等、個人情報の適切な管理のための措置を行っている。

（注）日本郵便株式会社は除く。

（1）監査の状況

指針では、監査責任者（監事等）は、保有個人情報の管理の状況について、定期に及び必要に応じ随時に監査を行うことを求めている。

平成 28 年度に監査を実施しているのは、全対象機関 192 機関のうち、185 機関（対象機関の 96.4%）である。

これらの監査について、要措置事項の有無をみると、表 18 のとおり、措置を要する事項があると指摘されたものは 67 機関、措置を要する事項がないと指摘された機関は 118 機関である。

表 18 監査における評価及び見直し事項への対応状況

（単位：機関数、%）

年度	監査の実施機関数						要措置事 案なし
	要措置事 項のある 機関	全部措 置済み	未措置事項がある場合				
			対応予 定あり	対応 予定 なし	監査直後 のため方 針未定		
平成 28 年度	185 (100)	67 (36.2)	24 (13.0)	40 (21.6)	0 (0)	3 (1.6)	118 (63.8)
(参考)平成 27 年度	190 (100)	71 (37.4)	19 (10.0)	46 (24.2)	0 (0)	6 (3.2)	119 (62.6)

（注）1. 各機関における主たる監査担当部局の名称は、資料 2-3 ①を参照。

2. 監査を実施していない理由は、資料 2-3 ②を参照。

（2）点検の状況

指針では、監査とともに、それぞれの保護管理者（保有個人情報を取り扱う課室、支社等の長等）が、自ら管理責任を有する保有個人情報の取扱いの状況について、定期に及び必要に応じ随時に点検を行うことを求めている。

平成 28 年度に点検を行った保護管理者は、表 19 のとおり、保護管理者 12,016 人のうち、9,963 人(82.9%)である。

表 19 点検を行った保護管理者数

（単位：人、%）

年 度	保護管理者数	
		うち点検を実施した保 護管理者の数
平成 28 年度	12,016	9,963(82.9)
(参考)平成 27 年度	11,630	9,152(78.7)

(3) 職員に対する教育研修の状況

平成28年度に対象機関において、表20のとおり、12,764回の教育研修が実施されている。

表20 教育研修の実施状況
(単位：回、%)

年 度	教育研修の回数
平成28年度	12,764
(参考)平成27年度	12,785